

項目		Q(質問)	A(回答)
出し方	分別	出すときの袋はどのようなものを使えばよいのか	「燃やすごみ」や「燃やさないごみ」で使用している袋と同じものをご使用ください。(乳白色のレジ袋や市販のごみ袋など) 黒色などの中身の見えない袋は使用しないでください。 また、袋を二重にして出さないでください。 ※燃やすごみは今までどおり二重にしても問題ありません。
		中身の见えない袋はプラスチックとして出せるのか	「プラスチックを出すときの袋」としては使用できませんが、プラスチックとして回収することはできます。
		レジ袋はプラスチックとして出せるのか	プラスチックとしてお出しください。
		容器についているシールは剥がさなければならないのか	そのまま出していただいて問題ありません。
		錠剤等の容器はプラスチックとして出せるのか	プラマークが付いているものは出すことができます。 100%アルミニウムでできているものや、プラマークが付いていないものは出すことができません。
		色付きの食品用トレイはプラスチックとして出せるのか	食品用の発泡スチロール製トレイは今までどおり「資源」としてお出しください。色付きの物でもお出しいただけます。
		金属などが付いているものはプラスチックとして出せるのか	金属を外すことができればプラスチック部分は「プラスチック」として出すことができます。外すことができないもので、大部分が金属や陶器、ガラスなどであれば「燃やさないごみ」、それ以外であれば「燃やすごみ」として出してください。
		セロハンテープはプラスチックとして出せるのか	「燃やすごみ」としてお出しください。
		プラスチック製の紐はプラスチックとして出せるのか	概ね「30cm」で切ればプラスチックとして出すことができます。 長い紐は中間処理・再商品化施設の機械等故障の原因となるため、プラスチックとして出す場合は切ってお出しください。切ることが困難な場合は「燃やすごみ」でお出しください。
		ナイロン製の袋はプラスチックとして出せるのか	プラマークが付いているものは出すことができます。 化学繊維や、迷うものは「燃やすごみ」でお出しください。
		果物のネットはプラスチックとして出せるのか	プラスチックとしてお出しください。
		化粧品が入っていた容器はプラスチックとして出せるのか	化粧品や薬品などが入っていたもので、プラスチック製のものは「燃やすごみ」、びんやガラス製であれば「燃やさないごみ」でお出しください。

項目		Q(質問)	A(回答)
出し方	分別	うちわはプラスチックとして出せるのか	プラスチックのみでできているものであればプラスチックとして回収することができますが、紙などが付いているものは「燃やすごみ」としてお出してください。
		除湿剤はプラスチックとして出せるのか	内容物や紙製のふたなどは「燃やすごみ」、ケースなどがプラスチックのみでできているものであればプラスチックとして回収することができます。
		洋服のボタンはプラスチックとして出せるのか	プラスチックのみでできているものであればプラスチックとして回収することができますが、金属等が装飾されているものもありますので、悩む場合には「燃やすごみ」としてお出してください。
		錠剤のシートはプラスチックとして出せるのか	プラマークの付いているものはプラスチックとして出せます。
		配食・生鮮食品等の宅配サービスにて使用されている袋等をサービス提供事業者が回収しているが、その場合の袋はプラスチックとして出さなければならないのか	区のプラスチック回収でも出せますが、同じ素材で集めた方が、良質なリサイクルをすることができるため、今までどおりサービス提供事業者での回収に出していただいても問題ありません。
		マークで「四角」のものと「三角」のものがあるがどれを出せばよいのか	基本的に四角のプラマーク()が対象となります。 三角の中に数字で「1」と記載があるもの()はペットボトルに該当するので、資源回収として回収をしている「ペットボトル」として出してください。 それ以外のものは、プラスチックのみでできているものであればプラスチックとして出すことができます。 ※色付きのペットボトル、ペットボトルと他の素材(アルミなどの金属)が付いているものは「燃やすごみ」としてお出してください。
		電池が入った製品(ハンディーファンなど)はプラスチックとして出せるのか	小型充電式電池(リチウムイオン電池など)が入った製品【小型充電式電池内蔵製品】は事故の原因となるためプラスチックとしては絶対に出さないでください。 区の施設で回収をしていますので、持ち込みをお願いします。 小型充電式電池・小型充電式電池内蔵製品の出し方
		針の付いていない医療系廃棄物はプラスチックとして出せるのか	針の付いていないもの(吸入器、目薬、点鼻薬など)で、プラマークがついていてもプラスチックとして回収できませんので「燃やすごみ」としてお出してください。

項目	Q(質問)	A(回答)	項目
出し方	分別	出せるプラスチックの大きさに決まりはあるのか	30cmを超えるものは「粗大ごみ」でお申し込みください。 また、クッション等の中に入っている「マイクロビーズ」のような極小サイズのものは、処理する機械の故障に繋がるため、30cm以下のものは「燃やすごみ」としてお出しください。
		プラスチックとして出してはいけないものはあるのか	在宅医療系廃棄物(注射器や吸入器など)、ライター、刃物類、乾電池などの一次電池、小型充電式電池・小型充電式電池内蔵製品(リチウムイオン電池などを含む製品など)などは回収車両、中間処理施設、リサイクル工場で作業する際に危険な「禁忌品」と呼ばれています。これらの製品はプラスチックが使用されていても絶対にプラスチックとして出さないでください。
	汚れ	納豆の容器はどのようにすれば出せるのか	流水で汚れを落とすのは困難なので、納豆の容器に水をためて数分置いてから流すと綺麗になります。 汚れを落とすことが難しい場合には「燃やすごみ」としてお出しください。
		油のボトルはどのようにすれば出せるのか	新聞紙などの紙を敷き、ボトルを逆さまにして一晩置き、ボトルの中の油を出しきった後、水で軽くすすいでください。 困難な場合には「燃やすごみ」としてお出しください。
出し方	汚れ	油などの汚れはどこまで落ちていけばよいのか	他のプラスチックに汚れが移ることが明らかな状態(水ですすいでいない、固形物が残っているなど)は「燃やすごみ」としてお出しください。 他のプラスチックに汚れが移らない状態(水ですすいである、固形物がない)はプラスチックとしてお出しください。
		洗剤等容器はどこまで洗えばよいのか	ボトル型のものについては軽く水ですすいでください。 パック型のものについては使い切って、洗剤等が垂れてこなければ洗う必要はありません。
		お菓子の袋は洗う必要があるのか	洗う必要はありません。軽くはたかなどして、固形物を取り除けばプラスチックとして出すことができます。
		個包装されたお菓子の袋も洗う必要があるのか	洗う必要はありません。軽くはたかなどして、固形物を取り除けばプラスチックとして出すことができます。

項目	Q(質問)	A(回答)	項目
出し方	汚れ	洗ったプラスチックは乾かす必要はあるのか	濡れていても回収はできます。 しかし、週1回の回収となりますので、ご家庭内でのカビやにおいの発生を防ぐために、乾かすことをお勧めいたします。
		水ではなくキッチンペーパーなどの紙でふき取ってもよいのか	紙でふき取る方法でも問題ありません。
	その他	事業系ごみ処理券を購入している人はどのように出せばよいのか	今回のプラスチック回収は「家庭から排出されるもの」に限られるため、事業系のものは対象外となります。そのため、事業系のごみは今までどおりの方法でお出しください。
		資源を出すときのようなコンテナ・ネットの貸し出しはないのか	カラスネット(防鳥ネット)の貸し出しを行っています。集合住宅やプラスチック回収と他のごみ・資源回収が同一曜日の地域など、排出方法にお困りの場合は、清掃リサイクル推進課プラスチック担当へ個別にご相談ください。
		モデル地域でカラス等による被害は出ているか	プラスチックのみが入った袋が狙われた被害はほぼありませんでした。プラスチックの日に誤って排出された燃やすごみについてはカラス等の被害を受けていることを確認しています。
		カラスネット(防鳥ネット)は掛けた方がよいのか	生ごみではないため、カラス等による被害はありませんが、プラスチック単体は非常に軽いため、飛散を防止するためにもネットを掛けた方がよいです。
		プラスチックの回収曜日はいつか	新たに「プラスチック」の回収日が設けられます。また、令和7年(2025年)3月にみなさまのお宅に投函したチラシに回収曜日が記載されています。なお、区のホームページでも回収曜日を掲載しています。 プラスチック回収日(令和7年10月から)
		プラスチック回収曜日の変更はできるのか	変更できません。効率的な回収ルートを作成することで、車両の経費を抑えつつ、円滑な回収を実施することができるため、曜日の変更を承ることは出来かねます。
		回収日を週1回から増やすことはあるか	現時点で検討はしていません。国はプラスチック製品を使用する事業者にワンウェイプラスチックの利用を抑制したり、プラスチック製品を他素材の製品に変えたりすることを求めています。そのため、将来的にはプラスチック製品そのものが減り、排出されるプラスチックも減っていくと考えています。

項目		Q(質問)	A(回答)
出し方	その他	プラスチック回収を始めることで集合住宅のごみ保管庫がいっぱいになってしまうのではないかと	「燃やすごみ」として出されてきたプラスチックが分けて出されるだけなので、量が増えるわけではありません。 しかし、プラスチックの分別にネット等が必要な場合には個別に清掃リサイクル推進課プラスチック担当にご相談ください。
		プラスチックの回収日に「燃やすごみ」が出されていた場合どうなるのか	「燃やすごみ」として出されているものは回収しません。 また、プラスチックの中に燃やすごみが混ぜられて出された場合、プラスチックのみの袋と比べて重くなるため、作業員が「燃やすごみが入っている袋」と判断して回収をしません。 なお、プラスチック回収日の翌営業日を燃やすごみの日としているので、「燃やすごみ」として収集します。
		プラスチックを出す場所に資源を出してもよいのか	プラスチックはごみの「集積所」に資源は資源の「回収拠点」にお出してください。ごみの「集積所」に資源を出しても回収されません。 ※ごみの「集積所」と資源の「回収拠点」が同じ場所については曜日やルールを守って出してください。
		マンション等の管理人が不在時に他の集積所にプラスチックを出してもよいのか	集積所は利用している方々で清掃等を行っているため、普段から利用をしていない方が出すことにより、トラブル等になる恐れがあるため、決められた場所以外に出さないでください。
		リチウムイオン電池を回収できる場所は今後増えるのか	令和6年度から始まった取り組みのため、拠点はまだ少ないですが、順次回収拠点を拡大する予定です。
		プラスチック製の容器等の中に入っていた危険物などは出すことができるのか	危険物の捨て方については清掃リサイクル事務所までお問い合わせください。
		今まで燃やさないごみなどで危険なものを出す際、袋に「危険」などの記載をしていたが、プラスチックを出す際に、袋に記載などは必要か(袋に「プラスチック」などの記載は必要か)	記載をする必要はありません。
啓発		小学生向けの啓発はどのようにしているのか	一部の地域で既にプラスチック啓発の環境学習を実施しました。 来年度は全校の児童を対象とした、プラスチックに関する環境学習を実施する予定です。

項目	Q(質問)	A(回答)	項目
啓発		外国籍の方への啓発はどのようにしているのか	多言語のチラシや動画、集積所看板を作成し周知啓発を行っています。また日本語学校等への啓発、転入手続きの際のチラシ配布など、様々な方法で外国籍の方への啓発に努めています。チラシや動画は、区ホームページで公開しております。その他集積所等で使用するチラシやポスターなどの作成も行っておりますので、必要な方は清掃リサイクル事務所までお問合せください。
		区外からの転入者にはどうやって伝えているのか	転入手続の際に、ごみの出し方の案内等一式をお渡ししています。その中にプラスチックに関するお知らせを同封しています。
		住民にプラスチック回収を周知するためのポスター等の用意はあるか	清掃リサイクル推進課にご連絡いただければご用意いたします。令和7年8月から9月にチラシの全戸配布を行いますので、そちらもご活用ください。
		説明会で流れた動画はどこかで見ることはできるのか	区ホームページまたは YouTube の区公式チャンネルから見ることはできます。 ・荒川区ホームページ ・プラスチック回収の概要【7分6秒】 ・よくわかるプラスチックの出し方【5分17秒】
		説明会で流れた動画をケーブルテレビで流さないのか	今回の動画とは別に、プラスチック回収について、ケーブルテレビで取り扱ってもらう予定です。 また、他の啓発として、区報でプラスチック回収の特集を組む予定もあります。
資源化	リサイクル	回収されたプラスチックは100%リサイクルされるのか	回収したプラスチックの中には「燃やすごみ」などが入っているため、回収したものすべてをプラスチックとしてリサイクルすることはできません。 プラスチックとしてリサイクルができないものについては、今までどおり清掃工場で焼却をし、熱回収(サーマルリサイクル)をします。
課題	環境	リサイクルで削減される CO2 はどの程度か	運搬やリサイクルの過程で排出される CO2 を差し引いた上で、プラスチック回収を実施することで年間約2,400tのCO2が削減される見込みとなっています。

項目	Q(質問)	A(回答)	項目
課題	試行実施	先行実施した地域であった問題点や課題はどのようなものか	ごみ集積所に出された「燃やすごみ」と「プラスチック」の見た目が似ており、プラスチックの日に「燃やすごみ」が出されてしまうケースがありました。 このようなことへの対策としてプラスチックの出し方についての周知啓発に加え、プラスチックの回収日を燃やすごみの収集日の前日に設定し、プラスチックの日に誤って出された「燃やすごみ」を翌日には収集できるようにします。
制度		プラスチックリサイクルにかかる費用をメーカー等に負担をさせるべきではないのか	リサイクル費用は、プラマークが付いているものは特定事業者（生産・利用事業者など）が「99%」、自治体が「1%」負担して処理を行っています。 ただし、製品プラスチックは自治体が「100%」負担をしています。（令和7年4月時点） 区としては、製品プラスチックのリサイクル費用についても特定事業者で負担すべきであると国・都へ要望をしています。
その他		回収にはどのような車両が使われるのか	プラスチック回収専用で現場に合わせた車両の運行をします。（大型マンションには大型車、狭小路地には軽自動車など）